

港まちづくり協議会

空き店舗対策事業（第1号店）出店事業者募集に応募される方へ

募集の店舗は「名古屋市築地公設市場」内にあります。

「公設市場」とは、日用必需品を小売し、市民の消費生活の安定向上を図るために名古屋市が設置している市場です。公設市場へ出店される方は、名古屋市長の業務許可を受ける必要があります。

そのため、港まちづくり協議会による選考会にて出店者に選定された方は、名古屋市へ業務許可申請書に必要書類を添えて提出し、業務許可を受けてください。

なお、業務許可を受けるにあたり、名古屋市及び市場関係者による審査を受ける必要があります。

業務許可を受けた方には、関係法令、市役所の指導を遵守していただきます。

また、使用料のほかに市場ごとに共益費などの取り決めがあります。（退店時の原状回復の負担もあります）

◆申請～許可の流れ

申請書類の提出



市役所、市場関係者による審査（面接方式）



業務許可



使用料の納付

◆業務許可申請できる方

以下の事項に該当しない方です。

- 1 破産者で復権を得ていない方
- 2 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない方
- 3 当該販売業務を行うに足る資力、技能又は信用を有しないと市長が認める方
- 4 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する方
- 5 法人でその業務を執行する役員のうち、(1)から(4)に該当する人がある法人

◆申請書類

- 1 申請者が法人事業者の場合

1 定款（写しに代表者の原本証明）

- 2 登記事項証明書
(履歴全部事項証明書 公設市場への出店にあたり、登記事項に変更が無い場合は現在事項証明書で可)・・・【法務局】
- 3 貸借対照表及び損益計算書(最新事業年度の法人税確定申告書に添付のもの)
- 4 業務を執行する役員の住民票(本人分のみ 同一世帯他者は省略)
・・・【市(区)役所】
- 5 業務を執行する役員の履歴書(市販のもので写真添付)
- 6 業務を執行する役員の身元証明書(本籍地の市区町村で発行する証明書)
・・・【市(区)役所】
- 7 社員、株主又は組合員名簿
- 8 納税証明書(未納がない旨の証明)
・・・国税【税務署】、県税【県税事務所】及び市税【市(区)役所・市税事務所】
- 9 事業計画書
- 10 業務許可申請書※
- 11 誓約書※
- 12 施設使用許可申請書※
- 13 店舗配置図※
- 14 最新事業年度の法人税確定申告書の写し

※10、11、12、13は本市様式によります。

※「業務を執行する役員」は、非常勤を除く役員全員です。

【 】は各書類の交付申請先です。

2 申請者が個人事業者の場合

- 1 資産調書(残高証明書等)
- 2 住民票(本人分のみ。同一世帯他者は省略)・・・【市(区)役所】
- 3 履歴書(市販のもので写真添付)
- 4 身元証明書(本籍地の市区町村で発行する証明書)・・・【市(区)役所】
- 5 納税証明書(ただし、これまで事業者でなかった場合は、所得税納税証明に代えて、給与所得の源泉徴収票で可)
・・・所得税・消費税【税務署】、市民税【市(区)役所・市税事務所】、
県民税【市(区)役所・市税事務所】
- 6 事業計画書
- 7 業務許可申請書※
- 8 誓約書※
- 9 施設使用許可申請書※
- 10 店舗配置図※
- 11 その他
 - (1) 青色申告の場合
 - ① 最新年の所得税の確定申告書(控用)の写し
 - ② " 所得税青色申告決算書(控用)の写し
 - (2) 白色申告の場合
 - ① 最新年の所得税の確定申告書(控用)の写し

② 収支内訳書（控用）の写し
※7、8、9、10は本市様式による。
【 】は各書類の交付申請先です。

- ◆申請方法等について、詳しい内容をご案内いたしますので、事前に、市役所市民経済局産業部地域商業課までご連絡ください。
電話：052-972-2429
受付時間：平日の午前8時45分～正午、午後1時00分～午後5時30分

- ◆申請書類等は市民経済局産業部地域商業課でお渡ししています。
また、名古屋市公式ウェブサイトにも掲載しています。
 - ・市民経済局産業部地域商業課
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所5階
 - ・名古屋市公式ウェブサイト
<http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/page/0000056490.html>